

8 施設の詳細

(1) 施設の概要

ア 施設名称

横浜市戸塚区福祉保健活動拠点（以下「拠点」という。）

愛称「フレンズ戸塚」

開所時に愛称を定めており、この愛称は継続して使用することとします。

イ 所在地

横浜市戸塚区戸塚町167番地25

ウ 開所年月

平成11年12月

エ 開館等

月曜日から土曜日 午前9時～午後9時

日曜日・祝日 午前9時～午後5時

年末年始（12月29日から1月3日）及び年12回（予定）の施設点検日は休館

(注) 日曜日及び祝日の開館時間について

拠点は現在、全日午前9時～午後9時まで開館しています。開館時間を定めている施行規則を平成21年度末に改正し、平成22年10月以降、日曜日及び祝日の開館時間を午後5時までに短縮する予定です。

オ 建物概要

民間ビルのフロアー借り上げ。鉄骨及び鉄骨鉄筋コンクリート造・地上3階建。

エレベーターあり

カ 面積

敷地面積 357.02㎡

建物総床面積 690.11㎡

うち借上げ面積 442.85㎡

拠点面積 339.94㎡

うち拠点専用面積 319.36㎡、共用面積 20.58㎡

※区社協専用面積 0㎡、共用面積102.91㎡

キ 管理について

施設の管理区分及び経費負担については、「(3) 建物・設備の管理区分」及び「(4) 建物・設備の保守点検に関する事項」のとおりとします。また、過去3年間の管理経費の状況は、「様式3 説明文 指定管理料の提案書等について」を参照してください。

ク 位置図・平面図等

別添「拠点パンフレット」及び「拠点建築図面」参照

(2) 諸室の機能・面積・設置備品等

部屋の名称	面積 (㎡)	機 能	主な備品等 ()は数
団体交流室 1	96.00	利用団体の事務・作業・打合せスペースとして使用。コピー機、リソグラフ、ロッカー及びレターボックスが設置されている。	テーブル(固定0、折り畳み0)、椅子(00)、電話機(1)、電話回線(パソコン専用)、公衆電話、貸出用ロッカー(0)、メールボックス用キャビネット(0)、デスクトップパソコン(0)、プリンター(0)、FAX(0)、コピー機(0)、リソグラフ(0)、紙折機(0)、パネル(0)、キャビネット(0)、コートハンガー(0)
団体交流室 2	36.89		
多目的研修室	105.60	団体の研修、講座、会議に使用。可動式パーテーションにより2室に分離しての利用可能。	テーブル(00)、椅子(00)、テレビ(1)、テレビ台(1)、プロジェクター(1)、スクリーン(1)、ビデオデッキ(1)、ボード(2)、演台(1)、マイク(4)、パネル(2)、ワゴン(2)、コートハンガー(2)
点字製作室	15.00	視覚障害者に対する点字印刷物作成。パソコンによる点字打出し、発送。	テーブル(2)、椅子(6)、パソコン(1)、点字プリンター(2)、プリンター(1)、ロッカー(3)等 ※空いているときは会議室として使用。
対面朗読室・編集室	20.37	視覚障害者に対する朗読サービス。録音テープ・CDのダビング、発送。	テーブル(2)、椅子(15)、デスク等編集機器(2)、等 ※空いているときは会議室として使用。
録音室	18.14	視覚障害者に対する録音テープ吹込み。防音仕様。	デスク等録音機器(4)等、ミキサー(1)、机(2)、椅子(1)
事務室	15.33	区社協職員との共用で92.00㎡の内15.33㎡が拠点職員の事務スペース	机(2)、書棚(2)、パソコンラック(1)、サイドキャビネット(3)、電話回線(1)、冷蔵庫(1)
更衣室	3.81	区社協職員との共用で、22.87㎡の内3.81㎡が拠点職員用。	ロッカー○個の内、○個が拠点職員用
3階倉庫	14.40	拠点用	棚(0)、書棚(0)
2階倉庫	12.96	拠点用	
1階倉庫	1.44	区社協との共用で、8.62㎡の内1.44㎡が拠点用	
拠点合計面積(共用含む)	339.94		
区社協合計面積(共用含む)	102.91	事務室、更衣室、1階倉庫の内区社協が使用	
全体共用部分(廊下等)	247.26	廊下、トイレ、給湯室、階段、エレベータ	傘立て(2)、掲示板(2)
合 計	690.11	拠点と区社協の面積による按分比率は77%：23%	

※備品の詳細については、添付の備品台帳をご覧ください。

※このほか、駐車場2台(利用者1台、車椅子利用者用1台)を拠点用として確保しています。

(3) 建物・設備の管理区分

ア 拠点の建物について

拠点の建物は、民間ビルのフロアを借り上げ、拠点の各室の仕様に併せて改修して使用しています。ビル賃貸人との契約及び賃料の支払いは、区が行います。

イ 施設管理

施設の管理区分及び経費負担については、「(4) 建物・設備の保守点検に関する事項」のとおりとします。

全体共用部分の施設・設備にかかる次の経費については、使用面積等に応じて按分され、貸し主から指定管理者に請求されますので、指定管理料から支出します。

自動ドア・消防設備点検等： 年額 70,000 円程度

(4) 建物・設備の保守点検に関する事項

全体共用部分を含む設備等についての保守点検等は下記の内容とします。

項目		内容	
保守 点 検 委 託	清掃	日常清掃 定期清掃	週 5 回 年 4 回
	警備	機械警備	通年
	排水管清掃	排水管清掃	年 1 回
	エレベーター保守	エレベーター保守	月 1 回
	空調機器関係保守	空調機点検及びフィルター清掃 空調機械室内清掃 ファンコイルユニット点検・フィルター清掃 エアコン室内機点検・フィルター清掃 全熱交換機点検・フィルター清掃	年 2 回 年 2 回 年 2 回 年 2 回 年 2 回
拠点専用部分に係る修繕			随時

(5) 利用団体・利用方法に関する事項

別添「戸塚区福祉保健活動拠点管理要綱」参照